

堺個審答申第 1 2 6 号
(答申第 1 6 6 号)
令和 7 年 5 月 2 2 日

堺市長 永 藤 英 機 様

堺市個人情報保護審議会
会長 岡 本 大 典

答 申

令和 7 年 4 月 1 5 日付け堺戸住第 1 3 5 号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	特定個人情報保護評価書「住民基本台帳に関する事務」(全項目評価書)の再評価に対する第三者点検について
分 類	特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条 4 項の第三者点検 ＜関係法令＞ ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 8 条、特定個人情報保護評価指針第 6 2 (2) 【特定個人情報保護評価 (重要な変更) 】
担 当 課	市民人権局 市民生活部 戸籍住民課
審 議 日	令和 7 年 4 月 2 3 日 (第 2 2 3 回)

審 議 結 果

審議会の結果

堺市長が令和7年4月15日付で特定個人情報保護評価に関する規則第7条4項に基づき諮問した「特定個人情報保護評価書「住民基本台帳に関する事務」（全項目評価書）の再評価に対する第三者点検について」は、特定個人情報保護評価指針に基づき点検を行った結果、特定個人情報保護評価指針に定める目的に照らし、同評価書の記載内容は妥当であると認める。